

令和8年度 AIを活用した京都観光案内機能の活用促進事業 公募要領

1. 事業名称

令和8年度 AIを活用した京都観光案内機能の活用促進事業

2. 委託業務内容

委託仕様書のとおり

3. 委託者

公益社団法人京都市観光協会

4. 応募資格

応募の資格者は、次の要件を満たす者とする。

- 1) 京都市観光協会の会員である、あるいは業務期間中に入会する意向があること
京都市観光協会の入会要件については、以下を参照
https://www.kyokanko.or.jp/kaiin_entry/
- 2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- 3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- 4) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- 5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- 6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- 7) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- 8) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- 9) 共同事業体による応募については、以下の条件を満たすこと。
 - a) 共同事業体の構成員は、上記(1)～(8)の資格を有していること。
 - b) 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から指定すること。
 - c) 共同事業体の代表者は、本提案に係る事務局との窓口となり、委託者と共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
 - d) 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地とすること。

e) 提案書提出後の共同事業体の代表者及び構成員の変更は、原則としてできないこと。

f) 共同事業体の代表者及び構成員は、別の応募者又は共同事業体の構成員として当業務の提案に応募できないこと。

5. 委託上限金額

上限 33,000,000 円(税込)

6. 提案依頼事項

以下の要素を含んだ企画書類一式を提出すること。

- ・ AI観光案内システムの機能改善の業務手順（具体例を提示すること）
- ・ 京都総合観光案内所（京なび）担当者との連携方法
- ・ AI観光案内システムの収録情報を編集更新するための仕組みの具体案
- ・ 手引書に掲載することになるであろう情報の目次構成
- ・ 宣伝素材の案（2種類以上の案を提示すること）
- ・ 広告宣伝を行う媒体や予算配分の案
- ・ 広告宣伝の目標設定、効果測定の方法
- ・ 業務スケジュール
- ・ 業務実施体制
- ・ 類似実績
- ・ 今回の提案実現にあたって必要となる経費の見積書

7. 募集スケジュールおよび応募に係る依頼事項

それぞれの期日までに「8.応募・問い合わせ先」に記載のメールに連絡すること。

締切期日		備考
2026年8月10日（月） 17:00	質問期限	いただいたご質問には順次回答差し上げます
2026年8月14日（金） 17:00	応募意思の締切	会社名と連絡先、応募意思をご連絡下さい
2026年8月24日（月） 17:00	企画提案書締切	
2026年8月31日（月） 17:00	審査結果通知	応募内容次第で、変更となる場合があります

企画提案書提出の際は、以下の内容・様式を踏まえること。

- A4サイズで30ページまで（縦横は問わない）

- 文字サイズは12ポイント以上

8. 応募・問合せ先

公益社団法人 京都市観光協会 企画推進課（マーケティング担当）

担当：近藤、大西、堀江

TEL: 075-213-0070 / Mail: marketing@kyokanko.or.jp

9. 審査方法

2社以上からの応募があった場合、京都市観光協会にて審査を実施し、受託事業者として1社を選定します。審査は応募書類のみを対象とし、プレゼンテーションによる審査会はありません。応募書類の内容について不明点がある場合のみ、ヒアリングの機会を設けさせていただきますので、ご対応下さい。

審査結果は、審査結果通知の日時までに、全ての応募事業者に対してメールにより個別に連絡します。それぞれの事業者に対して選定の有無のみを通知し、他の応募事業者の数および一覧、選定された応募事業者の名称、審査の内訳等については通知しません。

10. 審査基準と配点

- AI観光案内システムの回答品質が着実かつ迅速に改善できるか（20点）
- 京都総合観光案内所のスタッフとの密な連携を図ることができるか（10点）
- 京都総合観光案内所の業務改善にもつながることが期待できるか（20点）
- より多く多様な利用者を獲得できるような企画になっているか（40点）
- 実行体制・スケジュールおよび経費妥当性（10点）

11. 注意事項

参加事業者は以下の点に留意し参加すること。

- 1) 確実に履行可能な内容を提案すること。
- 2) 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 3) 提案時提出物は、提出者に返却しない。
- 4) 提案時提出物について、京都市観光協会は提出者に無断で使用しない。
- 5) 本募集において京都市観光協会から得た情報、資料、電子データ等について、無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁ずる。

以上